都市計画道路長尾杉線事業認可説明会（平成31年3月13日開催）の主な質疑応答

1．事業計画の概要について

【質問】敷地の一部だけ買収の対象となった場合、敷地全体を買い取ってくれるのか。

【回答】買収後の残地で今後の土地利用が可能であると判断した場合、道路用地として必要になる敷地の一部のみの買収を行います。今後の土地利用が非常に困難であると判断した場合は全体を買収する場合があります。

【質問】長尾杉線の大池周辺では、計画幅員が 16ｍになると聞いている。築造される際にどの程度埋め立てられるのか。

【回答】既存の堤防を含み概ね 16ｍの位置まで埋め立てを行います。既設の堤防形状と築造する道路の線形が異なる区間では 16ｍ を超え埋め立てを行う場所もあります。

【質問】河川の付け替え計画について教えてほしい。また、河川幅は変更するのか。

【回答】整備を行う道路の南側を沿うように付け替えを行います。河川幅については、原則として既存と同一幅となるが、一部で広くなる部分があります。

【質問】付け替え河川の暗渠化は行わないのか。

【回答】暗渠化は行わないが、河川が道路の下を横断する場合については、ボックスカルバートを使用します。

【質問】長尾杉線の杉工区と長尾工区それぞれの買収対象予定の戸数を教えてほしい。

【回答】対象世帯は杉工区で約 40～50 世帯、長尾工区で約 30～40 世帯と認識しています。

【質問】これまでにも、第二京阪道路の整備時に、枚方藤阪線の第二京阪以東の国道 307 号への直接接続や国道 307 号の4車線化などの計画について質問してきたが、どうなっているのか。

【回答】当時は様々な検討がなされたと思いますが、現状においては、東部地域の渋滞解消については、第二京阪道路の管理者である国土交通省において、津田北町３、長尾台３丁目での交差点改良に取り組んでおり、警察においても信号現示の調整に取り組んでおります。また、大阪府において杉１丁目交差点の尊延寺方面行右折車線の延伸に取り組んでおります。これらの取り組みと併せて枚方市では抜本的な解決手段として都市計画道路長尾杉線の整備を進めてまいります。

2. 事業認可について

【質問】説明資料 15 ページに表記のある、土地建物売買の制限において「買い取らない場合」における「売却可能」の意味を詳しく説明してほしい。

【回答】事業認可区域内の土地を枚方市以外に売買する場合、事前の届出が必要となります。届出後、枚方市は 30 日以内に買取に関する判断を下しますが、予算の都合が付かない場合、売買の予定金額が想定と乖離する等、届出時点での買収を行わないケースがございます。その場合は、売り主側が当初予定されていた買い主に売却することが可能になります。

【質問】売り主が当初の予定どおりに第三者へ売却を行った場合、その後の買収の話し合い及び金額はどうなるのか。

【回答】枚方市と新たな所有者で買収の話し合いをさせていただきます。枚方市は国が示す、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に則り買収金額を算定しますので、売買時の金額が保証されるわけではありません。

【質問】交渉の頓挫等で市が買い取れない場合はあるのか。

【回答】任意買収に向け枚方市が交渉に臨みますが、合意に至らない場合、土地収用法に基づき、収用委員会の裁決を仰ぎ、法的な手続きを経て土地を取得させていただきます。

【質問】事業認可を取得した杉工区と、長尾工区の境界を教えてほしい。

【回答】第二京阪道路との交差部から西側に向かって1つ目の橋梁の位置(長尾東町3丁目 56 番 25 号付近)までとなっています。

3. 今後のスケジュールについて

【質問】供用開始はいつか。

【回答】今回認可を取得した杉工区と、長尾工区の同時供用を目指していますが、早期の事業効果の発現を考えると杉工区を先行して供用することも考えられます。

【質問】今回の事業認可範囲外の長尾杉線のスケジュール及び進捗はどうなっているのか。

【回答】平成 31 年度に詳細設計に着手し、事業認可を取得する予定である。事業認可を取得した際には今回と同様に説明会を開催します。

4. その他

【質問】用地買収も道路河川整備課が担当するのか。

【回答】用地境界の立会いは道路河川整備課、用地交渉は用地課、鑑定及び補償算定等は財産管理課が担当いたします。

【質問】京田辺と枚方市の合同清掃工場が稼働するまでに供用開始をしてほしい。国道 307 号にパッカー車を通してほしくない。

【回答】長尾杉線並びに牧野長尾線については、財源確保や用地取得など課題はありますが、早期の開通に向けて取り組んでまいります。